

令和6年度 第3回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
理事会 議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
令和6年度第3回理事会議事録

1. 日 時 令和6年11月11日(月) 午後2時00分

2. 場 所 いたみいきいきプラザ3階 人材養成・研修室

3. 出席者

理事総数 7名

理事出席者 7名

理事長 増田 平 理事 林 秀和

理事 松尾 勝浩 理事 白井 佳之

理事 小山 達也 理事 川上 房男

理事 森 理恵

監事総数 2名

監事出席者 2名

監 事 細川 健二 監 事 辻 博夫

議事録署名人 増田 平

議事録署名人 細川 健二

議事録署名人 辻 博夫

4. 議 案 報告第3号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和6年度職務の執行状況
について」

報告第4号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員給与規則の一部を改
正する規則の制定について」

報告第5号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団契約社員就業規則の一部
を改正する規則の制定について」

報告第6号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員等の旅費に関する規
則の一部を改正する規則の制定について」

議案第7号 「令和6年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区
分及び公益事業区分補正予算（第1号）」

議案第8号 「特別養護老人ホームケアハイツいたみICT機器の整備等に伴
う請負契約並びに売買契約を締結することについて」

議案第9号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団運営協議会委員の選任につ
いて」

議案第10号「社会福祉法人伊丹市社会福事業団運営協議会の運営に関する
規則の一部を改正する規則の制定について」

5. 議長 増田 平

6. 議事録作成者 光木 朋子

7. 議事

(1) 開会

○事務局 理事会開会にあたり出席者全員が着席した後、事務局が令和6年度第3回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会資料の確認を行った。

[資料の確認]

○事務局 本日は、お忙しい中ご臨席いただきまして有難うございます。定刻前ではございますが、お揃いいただきましたので、ただいまより令和6年度第3回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会を開催いたします。よろしく願いいたします。

それでは開会にあたりまして、当法人 増田理事長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 理事長挨拶

○理事長 [挨拶]

(3) 議長選出

○事務局 それでは、議長選出に入らせていただきます。議事を進めるにあたり、理事会運営規則第9条の規定により、「議長はその都度選任する」となっているため、選任方法についてお諮りします。

[事務局一任]

事務局一任とのご意見をいただきましたので、増田理事長を議長に推薦させていただきますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、増田理事長に議長をお願いいたします。

(4) 出席状況

- 議長　それでは、ご指名いただきましたので議長を務めさせていただきます。
はじめに、理事の出欠席について報告いたします。
本日、7名中7名の理事にご出席いただいております。理事会運営規則第10条に定める定足数を充たしておりますので本理事会は成立いたしますことをご報告いたします。

(5) 議事録署名人の選任

- 議長　次に、議事録の署名についてですが、理事会運営規則第15条の規定では、「出席した理事長及び監事が記名押印する」ことが定められておりますので、私と細川監事、辻監事をお願いします。

(6) 議事

- 議長　それではこれより議事に入らせていただきます。本日の議事は、報告が4件、議案が4件でございます。

まず、報告第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和6年度職務の執行状況について」でございます。本件につきましては、定款第17条第3項において、「理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない」と定められておりますので、私と常務理事より、自己の職務の執行状況について報告いたします。

- 理事長　[職務の執行状況について報告]

- 常務理事　[職務の執行状況について報告]

- 議 長 報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。
- 議 長 特にないようでございますので、報告第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和6年度職務の執行状況について」につきましては、以上といたします。
- 議 長 次に、報告第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団給与規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。事務局報告を願います。
- 事務局 報告第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団給与規則の一部を改正する規則の制定について」を説明
- 議 長 報告が終わりました。
この件について、ご意見ご質問はございませんか。
- 議 長 特にないようでございますので、報告第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団給与規則の一部を改正する規則の制定について」は、以上とします。
- 議 長 次に、報告第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団契約社員就業規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。事務局報告を願います。
- 事務局 報告第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団契約社員就業規則の一部を改正する規則の制定について」を説明
- 議 長 報告が終わりました。
この件について、ご意見ご質問はございませんか。
- 議 長 特にないようでございますので、報告第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団契約社員就業規則の一部を改正する規則の制定について」は、以上とします。
- 議 長 次に、報告第6号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。事務局報告を願います。
- 事務局 報告第6号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を説明

○議長 説明が終わりました。
この件について、ご意見ご質問はございませんか。

○小山理事 当法人でも、高齢分野・障害分野において、国・県レベルの研修があるので、研修先から宿泊先を指定されることがあり、また研修後に情報交換会といった懇親会が開催されて別途費用が生じることがございます。こういった場合の費用はどのようにされていますか。

○事務局 たとえば2日に渡って行われる研修や講習会などの場合に、研修費と宿泊費がセットになったパッケージで参加費を求められることがございます。その場合は、本規則は適用外とし、法人が費用を負担して、主催者側が指定する宿泊施設に宿泊することとしております。

○事務局 会議後の懇親会といったものもよく開催されますが、参加した方がよいと思われるものについては参加し、必要性が高くないものについては、不参加としております。費用については、法人が必要性を認めて参加する場合には、法人負担としています。私が本年度参加しました事業団協議会の全国大会については、懇親会に参加せず、地元の飲食店にお金を落とすということを心がけております。

宿泊については、総務課長の説明のとおり、パッケージのホテルに宿泊しており、過度に高級なところには宿泊しないようにしております。

○議長 他にご意見ご質問はございませんか。

○議長 よろしいですか。それでは、報告第6号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、以上とします。

○議長 次に、議案第7号「令和6年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第1号）」と議案第8号「特別養護老人ホームケアハイツいたみICT機器の整備等に伴う請負契約並びに売買契約を締結することについて」は、関連しますので、一括して審議させていただきます。事務局説明を願います。

○事務局 議案第7号「令和6年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第1号）」

議案第8号「特別養護老人ホームケアハイツいたみICT機器の整備等に伴う請負契約並びに売買契約を締結することについて」を説明

- 議長 説明が終わりました。
この件について、ご意見ご質問はございませんか。
- 小山理事 議案でご提案されているとおり、人材不足を補うために、ICT化を進めることは必要な前提になってきておりますが、1点目みまもりカメラの設置場所はどこにされていますか。2点目は、録画機能の有無についてお聞きしたいと思います。1点目の設置場所ですが、仮に居室であれば、利用者さんのプライバシーの問題が出てくると思うのですが、設置するにあたっての運用規定、ガイドライン、利用者の同意といった設置条件の整備はされているのかということをお伺いしたいと思います。
- 議長 カメラの設置場所、録画機能を持たせるかどうか、運用にあたってのガイドラインがあるかどうかということです。事務局回答願います。
- 事務局 カメラの設置場所は、ケアハイツなかの同様に、原則、利用者のベッドの頭側の上方に固定で取り付けることを想定しております。常時撮影をしているものではありませんが、記録自体はずっと残るものではなく、ナースコールの呼び出しがあった場合に映像として映るということとしております。映像の記録はされていませんが、事故等の検証にも使うため、ナースコールが鳴らされた場合には、周辺を映像として確認できると聞いております。利用者の状況を24時間映して出しておくものではないということで運用しております。
- 議長 プライバシーにかかるガイドラインについては、どうでしょうか。
- 事務局 ご指摘のとおり、ご懸念されている点につきましては、ガイドラインという形をとるかどうかは未定ですが、一定の運用ルールを定めていきたいと思っております。ご家族に対しても、設置内容等が固まりましたら、説明し、カメラ設置の同意を得ていきたいと考えております。
- 事務局 旧の老人ホームの時に、施設の内外に防犯カメラを10何台か設置したという経緯がございます。それをケアハイツなかのに移設し、防犯上の対策としてカメラを設置しております。カメラ設置時には、ご家族の同意を得、運用規定を作成の上で運用しておりますので、ケアハイツなかのについては、それを引き継いで運用しているという理解をしております。ケアハイツいたみについても、同様の機器を入れるということから、ケアハイツなかのを参考にしながら、事業本部長が申しましたような対応をとっていきたいと考えております。

○小山理事 同様に、いたみ杉の子については、防犯カメラについては、防犯上のものとしてガイドラインを作っているのですが、見守りカメラについては、プライバシーの問題がありますので、我々の法人も虐待防止の観点からも、カメラの設置が必要になってくるとは考えておりますが、共有スペースでの設置から開始してゆくゆくはと考えているところです。事業団のほうで、一定のガイドラインを検討されるということですので、個人の居室での見守りカメラ設置について意見交換や情報交換をさせていただければと思います。

○議長 確認ですが、録画機能は備えているが、録画は残さないということですね。

○事務局 常時録画しているものではなく、ナースコールが鳴らされたときにのみに、映像が映し出されて設置場所の状況が確認できるというものでございます。

○議長 ほかに、ご意見ご質問はございませんか。

○議長 特にないようでございますので、まず、議案第7号「令和6年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第1号）」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 ご異議がないようでございますので、議案第7号「令和6年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第1号）」につきましては、原案どおり決しました。

○議長 続きまして、議案第8号「特別養護老人ホームケアハイツいたみICT機器の整備等に伴う請負契約並びに売買契約を締結することについて」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 ご異議がないようでございますので、議案第8号「特別養護老人ホームケアハイツいたみICT機器の整備等に伴う請負契約並びに売買契約を締結することについて」につきましては、原案どおり決しました。

○議長 次に、議案第9号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団運営協議会委員の選任について」を議題といたします。事務局説明を願います。

○事務局 議案第9号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団運営協議会委員の選任について」を説明

○議長 説明が終わりました。
この件について、ご意見ご質問はございませんか。

○議長 特にないようでございますので、議案第9号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団運営協議会委員の選任について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 ご異議がないようでございますので、議案第9号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団運営協議会委員の選任について」につきましては、原案どおり決しました。

○議長 次に、議案第10号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団運営協議会の運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局説明を願います。

○事務局 議案第10号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団運営協議会の運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を説明

○議長 説明が終わりました。
この件について、ご意見ご質問はございませんか。

○白井理事 運営協議会については、以前も質問させていただきましたが、事業団独自で決めておられる形ですね。年に何度開催されているのでしょうか。

○事務局 ご指摘の運営協議会の開催の回数につきましては、年に1度としております。運営協議会の開催については、令和元年度の開催を最後に、コロナの関係で開催ができておらなかったところがございます。運営協議会の開催が滞っていたということもございますので、改めまして会の内容について簡単に報告、説明させていただきます。運営協議会につきましては、「社会福祉法人制度改革に向けた社会福祉法等の一部を改正する法律」が平成29年4月1日に全面施行されたことに伴いまして、地域の皆様の声をお聞きするため諮問機関として設置しておりました評議員会が議決機関、また決定機関でありました理事会が業

務の執行機関と位置づけられることとなりました。これにより、このままでは地域の皆様方の意見をお聞かせいただく機会がなくなるというところを危惧いたしまして、当法人が任意で運営協議会を設置したということでございます。説明については以上です。

○議長 他には何かございませんか。

○議長 特にならぬでございますので、議案第10号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団運営協議会の運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 ご異議がないようでございますので、議案第10号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団運営協議会の運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決しました。

○議長 本日の議事はこれもちまして終了とさせていただきます。
この他にはよろしいでしょうか。

(7) その他

○議長 事務局から事務連絡はございますか。

○事務局 特にございません。

(8) 閉会

○議長 理事の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。これもちまして令和6年度第3回理事会は閉会といたします。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後2時55分に閉会した。

議事を明確にするため、この議事録を作成し、理事長及び議事録署名人は署名押印した。

令和6年 11月 日

理 事 長

議事録署名人

議事録署名人